破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第９４号
福岡県久留米市上津１丁目26番40号
債務者　権藤　泰子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中健太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１３３号
茨城県つくばみらい市福岡1383番地
債務者　飯塚　　賢
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹若栄吾郎
4　破産債権の届出期間　平成22年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６５号
愛媛県松山市三町３丁目15番15号　ディアス池田103号
債務者　林　　伸男
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野垣　康之
4　破産債権の届出期間　平成22年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月26日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第９４号
宮城県大崎市岩出山字浦小路106番地２
債務者　宍戸　富雄
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　拓生
4　破産債権の届出期間　平成22年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月30日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３５２８号
大阪市城東区野江１丁目17番13―706号
債務者　粟井　都芳
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幡野　有紀
4　破産債権の届出期間　平成22年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月６日午後４時
6　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７号
岐阜県多治見市生田町３丁目157番地の１　リバーサイドビラ生田Ⅱ―201
債務者　柴田　憲志
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石垣　智康
4　破産債権の届出期間　平成22年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月１日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１６７８号
札幌市白石区本郷通５丁目南２番16号　コスモパレス203号
債務者　加藤　晴美
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥井　賢治
4　破産債権の届出期間　平成22年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０号
岐阜県大垣市横曽根１丁目755番地２
債務者　川瀬　和廣
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幅　　隆彦
4　破産債権の届出期間　平成22年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
鹿児島県鹿屋市吾平町麓3397番地２
債務者　久木山元成
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹川　竜伴
4　破産債権の届出期間　平成22年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１５３４号
札幌市手稲区西宮の沢２条３丁目４番33号
債務者　仲村　　仁
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　真弥
4　破産債権の届出期間　平成22年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５２号
岐阜県可児市鳩吹台４丁目82番地
債務者　岡村　縫子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　圭一
4　破産債権の届出期間　平成22年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第６０号
新潟県阿賀野市保田3155番地
債務者　清野　幸夫
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
4　破産債権の届出期間　平成22年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１９１号
静岡県田方郡函南町上沢688番地の７
債務者　増井　行雄
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河村小治郎
4　破産債権の届出期間　平成22年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５５７号
静岡県御殿場市萩原406番地の１　ガーデンクレス野木Ｂ201
債務者　鴇田　俊昭
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河村小治郎
4　破産債権の届出期間　平成22年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月26日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係